

南が丘東公園・南が丘公園

のら猫

増やさないために

協力：秦野市猫との暮らしを考える会

秦野市では、のら猫の増加による糞尿被害等の生活環境問題を解決するため、周辺自治会と協議の上、ボランティア団体等の協力を得て次のような取組みを行っています。

生息数調査

2016年 33匹

2017年 30匹(▲3匹)

2018年 29匹(▲1匹)

【ボランティア団体の活動】

① 猫を増やさないために不妊去勢手術



手術後は目印に耳先カット

② 適切なエサやりで個体管理

効果1 食べ終わったらすぐに片づけるので公園が汚れない。猫がゴミをあさらない。

効果2 個体管理ができるため、新たに猫がやってもすぐに不妊去勢手術ができる。

効果3 エサ場近くの猫用トイレに誘導することができる。



プランター型猫用トイレ

③ 猫用トイレの清掃管理

腕章をつけて活動しています



【地域住民へのお願い】

① 置きエサ（ばら撒き）は、絶対にやめてください！！

置きエサ(ばら撒き)は迷惑行為



※エサやりを希望する方はボランティア団体に所属し活動して下さい

理由1 食べ残しにカラス、ゴキブリ、タヌキなどが集まってくる（不衛生）。

理由2 他の地域から猫がやってくる。個体管理ができないため、新たな子猫が産まれる。

理由3 猫用トイレに誘導することができないため、公園周辺の宅地の庭で糞尿する。

② 猫用トイレには手を触れないで（ボランティア団体が清掃管理）

【よくある質問】

Q エサをやらなければ、いなくなるのでは？

A 猫には縄張りがあり、エサをもらえなくてもほとんど遠くへ行きません。

飢えてゴミを荒らしたり、家屋に浸入したりするので新たな問題が発生します。いなくなる猫もいるかも知れませんが、次に行った先で同じような問題が起こってしまうこともあります。それはこの地域の問題を他地域に押し付けてしまうことになりかねません。この地域の問題は、この地域で解決するような対策が必要です。

Q のら犬は捕獲してくれるのに、のら猫は捕獲してくれないのか？

A のら犬は狂犬病予防のため捕獲対象になっていますが、のら猫は捕獲できません。

Q のら猫は排除できないのか？

A 殺傷したり他の場所へ捨てたりする行為は、法律により禁止されています。

のら猫も「動物の愛護および管理に関する法律」において、愛護動物と位置付けられていますので、排除はできません。

「動物の愛護および管理に関する法律」第44条（罰則）

- ・愛護動物を殺したり、傷つけた者 ⇒ 2年以下の懲役または200万円以下の罰金
- ・愛護動物を遺棄した者 ⇒ 100万円以下の罰金

Q 猫の被害に遭わないようにする方法はないのか？

A ハッカ油や柑橘類の皮など猫が嫌う臭いや超音波器具などの忌避方法を根気よく続けて、猫にとって居心地の悪い場所であることを学習させることです。

超音波器具は、県平塚保健福祉事務所秦野センター（Tel82-1428）で貸出をしています。

秦野市では、猫の正しい飼い方や管理の方法のほか、守るべきルールを明確にするため、「猫の適正飼育ガイドライン」を作成しました。

秦野市H.Pに掲載していますので、参考にしてください。

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp> 猫の適正飼育ガイドラインで検索